**○中国地方整備局告示第五十七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 益田市土田町八一七番二から同市土田町八一七番一四まで | 前 | 一三・八〇～五七・一七メートル |
| | 後 | 一三・八〇～五七・一七キロメートル〇・〇五二 |

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第五十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 路線名　九号

(二) 供用開始の区間　浜田市三隅町岡見二四二八番一から益田市土田町二六三番五まで

(三) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十日

**○中国地方整備局告示第五十九号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 山口市阿東徳佐中字下市東三〇七〇番二から同市阿東徳佐中字下市東三〇七五番一まで | 前 | 一二・〇〇～一六・〇〇メートル〇・〇七三 |
| | 後 | 一四・〇〇～一六・〇〇キロメートル〇・〇七三 |

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

**○中国地方整備局告示第六十号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十八号

(三) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 岩国市青木町三丁目一二三九番一から同市青木町三丁目一二三九番五まで | 前 | 一二・五〇～一三・〇〇メートル〇・〇三六 |
| | 後 | 一四・四〇～一四・六〇キロメートル〇・〇三六 |

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第六十七号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 路線名　供用開始の区間　二百八号　みやま市高田町下楠田字渡瀬一六三六番から同市高田町下楠田字渡瀬一六三四番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(二) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十日

**○九州地方整備局告示第六十八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 路線名　供用開始の区間　五十七号　豊後大野市朝地町下野字胡麻町七五九番二から同市朝地町板井迫字石田一〇一七番四まで

(二) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十日

**○九州地方整備局告示第六十九号**

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 路線名　九州横断自動車道延岡線

(二) 道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員延長 |
|---|---|---|
| 熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平一九〇二番一から同郡御船町大字高木字上倉津和五〇四六番一まで | 前 | 一四・五〇～七〇・一九メートル〇・九三七 |
| | 後 | 一四・五〇～六七・一七キロメートル〇・九三七 |

(三) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

**○九州地方整備局告示第七十号**

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月二十日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九州横断自動車道延岡線　熊本県上益城郡益城町大字小池字塔ノ平一九〇二番一から同郡御船町大字高木字上倉津和四九九〇番一まで　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月二十二日